

温祉だより

室蘭社協ホームページ http://www.muroranshakyo.jp

No.14

平成25年11月発行 発行・編集 社会福祉法人 室蘭市社会福祉協議会 室蘭市本町2丁目2番11号 TEL 22-1858 FAX 22-1860 【メールアドレス】 info@muroranshakyo.jp

イラスト: 菊地 建三作

現在、動務している室蘭市社会福祉協議会の職員11名です。 ②写じ《京願いじき記》



池田真人係長 係長業務 権利擁護担当 社協活動を支える 社会福祉士のベララン職員



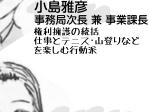
敏雄 常務理事・事務局長 ニュー テョルロス 笑顔で見守る社協活動の 統括責任者



大久保 昇会長 室蘭社協の司令塔 心優しい社会福祉の アイデアマン!!



工藤義仁主事 ボランティア担当 元甲子園球**児の** 爽やかスポーツマン



八幡奈津子 老人クラブ担当 老人クラブのアイドル★



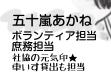
熊谷雄公主任 地区社協・共同募金担当

ジョイ 会計経理担当 美人で確かな金庫番



民生委員·児童委員担当 心配ごと相談の心優しい 相談相手





"創立60年を迎えました。ありがとうございます。 これからもよろしくお願いします。"

室蘭市社会福祉協議会は、これまでの60年間、民間団体として室蘭市や国・道の福祉施策 と連携しながら、法令等では支援が難しい市民に対して、皆様からの会費や寄付金などを財 源として各種の福祉サービスを実施してきました。

これからも、室蘭市民として安心して暮らせるよう、皆様方からのご支援・ご協力をいた だきながら、行政機関とも連携し、その時々の状況に応じた助け合い・支え合い事業に取り 組みます。

創立70年につながるよう "だれもが安心して暮らせる生きがいのあるまちづくり" に努め ます。

むろらん社協は、"ふれあうこころのかけ橋"をモットーに、地域の支え合いを進めています。

10月1日から、全国で赤い羽根共同募金運動を実施しています。皆様のご理解とご協力をお願いします。

毎年、この募金は全国の社会福祉の活動資金のほか、室蘭市では「一人暮らし高齢者を対象とした昼食会の開催」「地域サロン活動助成」「民間福祉施設への備品整備・車両整備」「災害見舞金・交通遺児援護金・生活困窮世帯入学祝金など各種贈呈」「障がい者行事への助成」、「ボランティア育成事業」などの社会福祉活動資金として大切に活用させていただいています。



「福祉だより」は、皆様からの「社協会費」と「赤い羽根共同募金」の助成金により発行しています。

むろらん社協 平成25年度予算のあらまし

※「区分」欄の項目は、会計科目によることなく表しています。

単位:千円

収 入		支 出		
区分	決算額	区分	決算額	内 訳
町内会などからの 社 協 会 費	3,550	社 協 独 自 の 福 祉 サ ー ビ ス	6,764	①愛の入学プレゼント ②交通遺児援護金 ③火災見舞金 ④ねたきり高齢者等支給用の紙オ ムツ購入 ⑤貸出用車椅子の維持 ⑥ふれあい昼 食会⑦たすけあいチーム運営 ⑧オジャマコール サービス⑨子育てサロン ⑩高齢者サロン ⑪障 害者ふれあいまつり ②見守り携帯機器貸与など
寄 附 金	0	市の補助・委託を受けての事業	2,206	①聴覚障害者等FAX購入助成 ②自動消火器・火 災警報器設置助成 ③布団乾燥サービス ④見守り訪問サービス ⑤ふれあい市民農園運営 ⑥介護支援ボランティア事業
市・道社協からの 受 託 金	3,763	ボランティア 活 動 費	3,428	ボランティア講座・ボランティア団体活動運営費 ・雪かきレンジャーなど
貸付金償還金収入	6,100	貸 付 金	6,000	生活保護世帯へのつなぎ生活資金貸付
共同募金委員会からの配分金	5,872	心配ごと相談	2,139	生活などの心配ごと相談・生活福祉資金貸付事業 日常生活自立支援事業
市・道社協からの補助金	35,604	人件費	32,722	正職員3人 嘱託職員7人 ※人件費は全額市から補助金として受けていますので、 会費・寄付金等からは支出しておりません。
老人クラブなどから の 事 務 負 担 金	1,706	調査広報費	4,010	権利擁護研修会、「福祉だより」配付、社会福祉大会 開催など
その他預金利息ほか	38	社協・他団体事務経費	6,311	事務所維持、車両維持、事務用資機材、その他社協一般事務費、共同募金委員会・日本赤十字・老人クラブ・民生委員児童委員協議会等を含む事務経費
会計間等のやりくり	7,072	会計間等のやりくり	7,072	
積立預金取崩など	9,453	積 立 金	2,506	退職積立、福祉基金積立など
合 計	73,158	合 計	73,158	

●●●● 各種福祉サービスをお知らせします ●●●●

困りごとが起きたら

1 心配ごと相談

心配ごと、悩みごとがありましたらご相談ください。

平日 8:45~17:15 ☎ 22-1858

※市役所も各種相談窓口を設置しています。

2 資金貸付

○生活福祉資金貸付の申請窓口(北海道社会福祉協議会の事業)

就労活動中の家計支援を目的に、教育・住宅・緊急小口など、用途ごとに貸付要件や上限額、 手続きが異なります。

北海道社会福祉協議会への申請のお手伝いをしますが、書類完備申請後、審査・判定などで貸し付けまで 1~2カ月(緊急小口資金は2週間)程度要します。

○福祉資金貸付

一時的困窮で、返済が確実な場合の小口貸し付けです。

貸付上限3万円(内容により最大5万円)、無利子、10カ月以内の返済

※借受人並びに連帯保証人の市税の滞納無し証明、印鑑証明、所得に関する書類などが完備申請後、 3日程度で貸し付けします。

在宅の寝たきり・障がり者への支援

3 貸し出し・支給(無料)

★☆車椅子貸し出し

対象:移動が困難なため車椅子を必要とする市民

最長貸出期間4カ月(継続更新可能ですが、他の希望される方に速やかにお貸しできるよう、できるだけ短期貸出でお願いしています。)※歩行補助器等はありません。

申請:認印 その場で貸与

☆紙おむつ等の支給…平おむつ・尿とりパッド

対象:要介護4以上の在宅者(市の家庭介護用品支給対象者は除く)

月30枚程度

申請:介護保険証・認印 その場で支給

☆清拭布支給

対象:在宅生活・施設入所等で清拭布の必要な方

月200~300枚程度 申請:認印 その場で支給





家庭・施設等で不要となった車椅子・紙おむつ・清拭布などの寄贈をお願いします。





4 日常生活の支援(市からの補助事業)

○布団の乾燥・洗濯のサービス(無料)

寝たきりで、以下に該当の方の寝具を乾燥・洗濯をします。対象:①要介護4以上の高齢者 ②体幹・下肢障害2級以上

乾燥:2カ月に1回、 洗濯:半年に1回 申請:介護保険証または障害者手帳、認印

○自動消火器・火災警報器の設置(無料)

※器具取替・移設・撤去、電池交換は、利用者の負担となります。

対象:以下に該当の方が在宅する世帯

①要介護4以上の寝たきり高齢者 ②体幹・下肢・視覚障害1級(聴覚障害2級)の手帳交付者・児

③要介護1以上で火災発生時の避難が著しく困難な一人暮らし高齢者

申請:介護保険証または障害者手帳、認印

○聴覚障がい者等へファクス購入の一部助成

対象:以下に該当の方が在宅する世帯

①聴覚障害 ②音声・言語機能障害 いずれも4級以上の手帳交付者・児

助成額:消費税・工事費を除く機器本体価格の3分の2(4万円限度)申請:障害者手帳、認印※購入後の申請は、助成できません。



一人暮らし高齢者等への支援

5 見守り・声掛け

○訪問サービス(無料)

乳酸菌飲料を毎日宅配し、異変を察知したら、近隣協力員や民生委員に連絡し対処します。

対象: おおむね65歳以上の一人暮らし、または寝たきり高齢者で、民生委員が必要と判断した世帯(親族 や近隣住民との交流により安否確認が可能な方を除く)

○オジャマコール

閉じこもりがちな高齢者に定期的に電話を掛け、安否確認のほか、各種相談・必要な機関への橋渡 しなどを行います。民生委員のボランティアが、毎週火~木の午後2時間実施します。

対象:一人暮らしで閉じこもりがちや虚弱な高齢者などで、民生委員が必要と判断した世帯

○たすけあいチーム(「愛の一声運動 |を含む)

要支援者ごとに、地域の民生委員・福祉委員・近隣協力者でチームを編成し、声掛けなど安否確認や相談・支援を行います。

対象:訪問サービス、緊急通報システム(市の事業)の利用者のほか、民生委員が必要と判断した方、本人や家族・関係機関から要請のあった方

○ふれあい昼食会(地区社協の事業への支援)

年1回、昼食会に一人暮らし高齢者を招待し、歌・ゲームなどで楽しいひと時を過ごしていただきます。市内12の地区福祉協議会ごとに企画・実施しています。

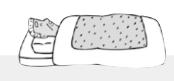
対象:70歳以上の一人暮らし高齢者(または配偶者の長期入院などで実質的に一人暮らしの方) ※対象者への案内は、民生委員による日常の調査活動で得られた情報を活用しますが、調査時不在、 長期入院、調査拒否などの理由でまれに把握できない場合があります。該当する方で連絡が無い場合 は、地区の民生委員にお問い合わせください。

○見守りセンサー付き携帯電話機の貸し出し

(機器使用料は無料、通話料は自己負担で、1カ月1,500円程度)

市の緊急通報システムの補完的役割と一人暮らしに限らず、離れて暮らす家族とのつながり、また、 民生委員と家族の連携、さらには高齢者自身が「自分の元気情報」を積極的に発信するきっかけ づくりを検証するため、試験的に導入し、貸し出しています。

対象:室蘭市民で見守りが必要な方



健やか生活への支援

6 元気高齢者への支援

○ふれあい市民農園区画貸付(市からの受託事業)

野菜や花づくりを通した高齢者の健康づくりや生きがいづくりを支援します。 募集:毎年2月(詳細は広報むろらん2月号に掲載予定)応募者多数の場合は抽選

象:市民(65歳以上の方が優先です) 貸付機関:1年間(65歳以上に限り2回更新可) 年間料金: 100㎡=2,500円、50㎡=1,250円

○高齢者向け講座(地区社協事業への支援)

年1回程度、健康・防犯など高齢者の安心生活に役立つ講座などを、市内12の地区福祉協議会ごと に企画・実施しています。

対象:年齢や参加予約の有無など、地区により異なります。

7 サロン事業への支援

○高齢者サロン

閉じこもり防止、生きがい作りや健康増進を目的とした"高齢者の交流の場"の運営経費を支援 しています。(現在、市内5カ所で実施)

- ●港町会館(毎月第2・第4火曜日 第2地区民児協運営)
- ●清水町会館(不定期 第3地区社協運営)
- ●陣屋町会館(不定期 第12地区社協運営)
- ●日の出町2丁目中央町会館(毎月第4金曜日 第7地区民児協運営)
- ●寿町会館(毎月第1火曜日 第7地区社協運営)

○子育てサロン

子育ての不安解消、リフレッシュなどを目的とした"親子の交流の場"の運営経費 を支援しています。(現在、市内3カ所で実施)

- ●常盤町会館(毎月第1·第2月曜日 第2地区民児協運営)
- ●寿町会館(毎月第2·第4火曜日 第7地区民児協運営) ●八丁平第一町会会館(毎月第2火曜日 第8地区民児協運営)
- ※サロン事業の開設時間は、いずれも原則10時~12時。 参加などの詳細は、各サロン運営者にお問い合わせください。

○地域サロン (新規事業 申請受付中)

地域住民の交流の場、居場所づくり、閉じこもり防止、生きがいづくり、健康増進などを目的と して開催している地域サロンの運営経費を支援しています。

※詳しくは、室蘭市社会福祉協議会にお問い合わせください。

被災などへの支援

8 見舞金の贈呈等

○火災見舞金

火災被害の世帯のうち、市の見舞金支給の該当にならなかった世帯に2万円を贈呈します。

○災害見舞金(北海道共同募金会の事業)

自然災害や火災等の被害に遭われた世帯に、被害の程度に応じ1~2万円を贈呈します。

○災害救急セット支給(日本赤十字社の事業)

自然災害や火災被害に遭われた世帯で、必要な方に毛布と生活緊急セットを 配付します。

※いずれも防災機関の調査を基に現場調査を行い判断します。 なお、本人の故意・重大過失、災害救助法適用時は除外します。







ボランティアの力を地域づくりに生かしています

9 ボランティアの育成・支援

○ボランティアセンター設置

ボランティア活動をしたい、ボランティアが欲しいなどの相談、活動の普及・支援・調整をします。 また、各種ボランティア団体の活動拠点にもなっています。お気軽に相談ください。

○ボランティア活動費の補助(市からの補助事業)

ボランティアの育成・促進を目的に、団体活動費の不足の一部を支援します。

対 象:ボランティアセンターへの登録団体で「室蘭市ボランティア連絡会」に加入し、活動している団体

補助額:団体運営の不足額を上限に、社協予算の範囲の一定額

申 請:年度当初に、必要書類を添えて申請

○ボランティア活動・行事用保険等の受付事務(全国社会福祉協議会の事業)

地域の福祉行事でのけがや主催者の賠償責任補償保険と、ボランティア活動中の事故・けがや賠償 責任補償保険の2種類があり、社会福祉協議会で受け付けています。

掛金・保険金等の詳細パンフレットがありますので、お問い合せください。

※社会福祉協議会が行う事業は、社会福祉協議会が掛金を負担していますので、参加者がケガの場合など 保険の対象になります。該当する場合は、速やかにご連絡ください。

○雪かき応援

高齢者宅等の雪かきをお手伝いするため、「雪かきをするボランティア」と 「雪かきで困っている方」をそれぞれ募集し、社会福祉協議会が調整を行い 雪かきを応援しています。

※依頼者は、ボランティアに、1回につき30分 500円の謝礼を払うことを了承の上で登録します。 対 象:市内全域

○介護支援ポイント事業(平成26年1月事業開始、申し込みは平成25年10月1日から受付開始)

市内在住の65歳以上で、介護保険の要介護・要支援認定を受けていない方の力を介護保険施設で 生かすボランティア活動を応援します。ボランティア活動時には、活動実績に応じてポイントが 付与され、年1回、集めたポイント数に応じて、5,000円を上限として現金に換えてお支払いします。 ※介護保険施設でのボランティア活動は、平成26年1月から開始します。

希望される方は、事前研修会(1回)への参加とボランティア登録が必要です。

※ABC が答えになります。

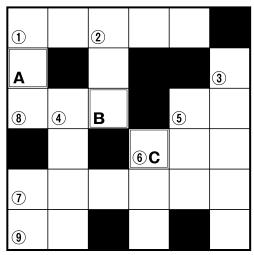
- ①「助かった。ありがとう。」の声を聞くのが私たちの○○○のひとときです。 ②皆さんのより良い暮らしのため、様々な○○○を打ち出しています。
- ③毎年、歳末○○○○○募金では、たくさんの協力をいただきます。
- ④家族の○○○○はみんなの笑顔につながります。
- ⑤毎年10月1日から始まる〇〇〇羽根共同募金にご協力ください。
- ⑥社協では使いみちを〇〇〇する寄附があります。
- ⑦○○家庭や父子家庭など働く親のために子育てレンジャーがあります。 提供会員/依頼会員になりませんか。

- ①室蘭市社会福祉協議会の略称はなんでしょう?
- ⑤明後日の前の日。
- ⑥車椅子には、安全のため様々な○○○があります。
- ⑦奉仕活動の拠点として○○○○○センターを設置しています。
- 気軽にお越しください。
- ⑧社協では堅い表現を噛み○○○ことで分かりやすくすることに努めています。
- ⑨より市民に「○○らい」される社協をめざします!

応募方法/11月20日休までに、室蘭市民の方がパズルの答え(キーワー ド)と福祉だよりの感想、住所、氏名、年齢、電話番号を記入し、 はがき、ファックス、メールで 応募してください。その際、「福祉 だよりクロスワードの答え」と明記してください。

応募先/ 〒051-0015 室蘭市本町2丁目2番11号

社会福祉法人 室蘭市社会福祉協議会 FAX22-1860 メール info@muroranshakyo.jp



- ※正解者の中から抽選で30名の皆さんに 商品券(500円分)をプレゼント★ ※当選者の発表は、景品の発送(11月下旬)
- をもって代えさせていただきます。